

第四十八回 参議院法務委員会會議録第八号

昭和四十年三月九日(火曜日) 午前十時三十九分開会

委員の異動

三月八日

辞任 迫水 久常君

三月九日

辞任 上林 忠次君

補欠選任 上林 忠次君

補欠選任 迫水 久常君

出席者は左のとおり。

委員長 石井 桂君

理事 木島 義夫君

委員 後藤 義隆君

稲葉 誠一君

和泉 覚君

植木 光教君

源田 実君

迫水 久常君

中山 福藏君

柳岡 秋夫君

岩間 正男君

高橋 等君

鹽野 宜慶君

政府委員 法務大臣 寺田 治郎君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 総局総務局長 長井 澄君

最高裁判所事務 総局総務局長 宮崎 啓一君

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

最高裁判所事務 総局総務局長 課長

事務局側

常任委員会専門 員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井桂君) これより法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。三月八日、迫水久常君が委員を辞任せられ、その補欠として上林忠次君が選任されました。

○委員長(石井桂君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

ただいま委員の異動について御報告いたしましたとおり、迫水久常君が委員を辞任せられましたため理事に欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石井桂君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に木島義夫君を指名いたします。

○委員長(石井桂君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 きょうは、第一回の質問です。予算委員会のほうへ行かなければならぬものです。

から、資料を要求するというのを中心にして短い時間しかやれないので申しわけないと思っておりますが、最初にお聞きをしておきたいのは、その資料という意味じゃなくて、裁判所職員定員法が法務省からの提案という形になって出ているわけですが、これは裁判所の職員の問題ですから、裁判所の問題だと、こう思うのですが、それが法務省の提案という形になってくるその根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(鹽野宜慶君) その点につきまして、御承知のとおり裁判所には法律案の国会に対する提出権がないというふうに考えておりますので、法務省がこれをまとめて国会に提出するという手続をとっているわけでございます。

○稲葉誠一君 裁判所に法律案の提案権がないというのとはわかってはいるのですが、憲法上なりその他の法律上の根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(鹽野宜慶君) 最高裁判所に法律案の提案権がないということを明確に規定した法律はないと存じます。しかしながら、御承知のとおり、憲法に政府は議案の提出権があるというふうに規定されております。さらに国会法には国会の各議員が提案権があるというふうに規定されておるのでございまして、最高裁判所につきましてはさような規定がないことから申しまして、提案権がないというふうにご考慮するのが相当だと思っております。

○稲葉誠一君 憲法の七十二条で「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、」云々と、こうあるわけですから、ここで言っているのだと思いますが、憲法上の現行法の規定そのものは別として、こういうような裁判所の一種の自律権というか、ことばはいろいろあると思いますが、裁判所の判事を何名ふやすとか、そういうふうなことを裁判所自身がきめて国会の同意を求め

るといふようなことは、基本的に三権分立というふうなものからはずれるというふうになるわけですか。そこはどういうふうになるんでしょうかね。

○政府委員(鹽野宜慶君) 基本的に申しますと、そういうふうな三権分立というふうな考えからいまのような制度になっていると存じますが、諸外国の例を見ましても大かたこういうふうな形が通常のように開いているわけでございます。

○稲葉誠一君 しかし、予算の場合はいわゆる二重予算という形で直接国会に対する請求権が、例外的かもしれないけれども認められているわけですか。それから言うと、法案、ことに裁判官の定員をふやすというふうなことは、場合によっては直接提案というものも認められていんじゃないかというふうにご考慮なのですが、二重予算の場合だけ特にそういう例外を設けて、そしてこういうふうな判事をふやすというときにそれが認められないというの、何か根拠があるのですかね。

○国務大臣(高橋等君) ちょっと速記をとめてください。

○委員長(石井桂君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(石井桂君) 速記をつけて。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所としても一応の意見を申し上げたいと存じますが、これは十分な裁判所としての公式のというふうにご申上げられるかどうか疑問でございますが、一応の意見というふうにお聞き取りいただきたいわけでございますが、私どもの考えとしては、憲法はむしろ法律は国会のみから御制定になるものだという前提をとって、しかし内閣も法案をお出しになれる、こういう考え方はないかと思っております。それに對しまして、予算のほうは、これは明らかに内閣のみ予算の提出権が

あるわけで、これは財政問題がいろいろございませぬから、そういう意味ではっきりと内閣の権限の中に予算提出権というものがございませぬので、それで内閣がその提案権を持っている。予算については、やはり三権分立からいって、最高裁判所も、二重予算と申しますか、これをチェックすると申しますか、意思表示をする機会を国会に対して与えていただくという考え方はないか。それに対して、法律案のほうは国会のみから自主的に御制定いただけるわけではございません。もし裁判所のそういういろいろの必要がある場合には国会が御制定いただくのである、必ずしも内閣でチェックされることはないか、こういうような考え方も一つあるのではないか。そういう点で、法律に關しては国会が何としても最高の機関であるから、国会のみならずおやりになることについては最高裁判所がいれば横から口を出す必要はないけれども、予算は内閣がお出しになるので、最高裁判所としての意思表示をする機会を与えていただく、こういう考え方も一つあるのではないか。それですべてと申すわけでもありませんが、いま稲葉委員お話しした法律案と予算の違いは、あるいはそういうところも一つの問題点ではないかと考えておるわけではございません。

○稲葉誠一君 最高裁判所の規則との関連なんです、法律でやらなければならぬところと、最高裁判所の規則でまかなえるところと、その境界点というものをどこに設けるのか、そこら辺のところははっきりしないのですが、裁判官をふやすというようなことは、これは予算にも関係することだと思えますが、それは最高裁判所の規則でやって、予算は予算案としてもちろん国会の議決を経る、そういうふうな形ではこれは筋が違ってくるわけですか。規則で定められる範囲の限界は一体どこにあるのですか。

すし、英米、特にアメリカの制度を取り入れておるものでございまして、必ずしもその限界が明確であるとは申し上げられないと存じます。これは、學者によりまして、非常に広く解釈される方もあれば、非常に狭く解釈される方もございまして、また、その範囲ばかりじゃなしに、効力についていろいろ法律の間にどういう効力を持つかという議論があることも承知いたしております。ただ、しかし、どのような説をとりましても、いまここで問題になっております裁判所の総定員をどうきめるかという問題は、これは憲法七十七条の規則制定権には入らないんじゃないか、つまり裁判所の基本的な構成の問題でございまして、これは何と申してもやはり政府というよりむしろ国会でおきめいただく、こういうたてまえをとるべきであるという点はおそらく学説的にも異存のないところであろうと存じます。ただ、それ以上進みまして手続法その他に關しましてどの範囲までということになりますと、これはなかなかむずかしい問題であると考えておるわけではございません。

○稲葉誠一君 いまのお考えは、それはよくわかります。そのとおりで、こう思うのですが、そうすると、高等裁判所の支部、たとえば函館にある、秋田にある、松江にある支部、いまこれは廃止の問題等が起きているわけですが、これはルールで高等裁判所の支部は設けられているわけでしょう。そうすると、これはやはり裁判所の一つの基本的な構成に該当するわけだから、当然法律事項でなければならぬというふうな考えられるわけですが、それがルールで定められているのは、これはどういふわけなんでしょうか。

の内部における一つの事務分配と申しますか、こういうことは裁判所の自律権にゆだねられていることもこれはまた御承知のとおりでございまして、当然のところであろうと存じます。たとえば第一民事部をどういふ構成にするか、どういふ人を配置するかというようなこと、それからどういふ権限を与えるか、たとえば特殊事件を扱うかどうかというような問題、すべてこれは当然裁判所の自律権でございまして、いまお尋ねの支部の問題のときは、ちょうどその境目にある問題だと存するわけではございません。支部というものが全く独立の自主的な権限を持つということではございませぬ、これは法律事項であって、たとえば簡易裁判所のような小さなものといえども法律でおきめいただくわけではございませんが、支部は、いわば訴訟法上は管轄が競合していると申しますか、たとえば支部の事件を本庁でやっても別に訴訟法上違法にはならない、こういうふうな性質の内部的な事務分配的な要素を持っているわけではございません。しかしながら、それは申してしまっても、實際上特定のところに支部があるということ、これは国民の利害にも非常に関係する問題でございまして、単なる第一民事部、第二民事部という関係よりは非常に重要な問題であることもまた事実であろうと存じます。そういう点で裁判所法では支部について最高裁判所に委任規定を置いていただいております。この委任規定がございませぬと、自由にそういうものを設けることができるかどうか疑問でございまして、現行法は裁判所に委任規定がございまして、これは憲法七十七条から直接という説明をしないで、法律委任によっても説明のつく形になっているわけではございません。そういうところで調整をはかっている、こういうことではないかと考えているわけではございません。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの憲法七十七条の一項で言うと、どれに該当するわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは七十七条一項のいろいろの事項の中のどの項目とい

うふうにさい然と分けることができるかどうかやや疑問でございまして、「裁判所の内部規律及び司法事務処理」というところに入らうかと思いたすが、ただ、いま申し上げましたように、そのいづれかにより直接と申しますよりは、裁判所法の規定によって最高裁判所にいわば委任をいただいているわけではございません。もつとも、委任と申してしましても、全然裁判所の権限にないことを法律といえども委任はできないわけではございません。うが、広い意味においてこの七十七条一項に入るというところで法律で委任していただいております、こういうことであろうと思つておる。

○稲葉誠一君 それはきょうのあれではありませぬから……

そこで、法務大臣がせっかくなかおいでになっておられますからお聞きをしたい。これは裁判所職員定員法という形で出ているわけですが、これにも関連すると思うのは、二つの法律、たとえば裁判所の事務管轄をどうするかという法律、これはこれにも関係すると思うんです。それと借地借家法の改正、これは一応最高裁判所としては裁判官の増員を要求して認められておらないわけですが、それが施行されれば認められるというふうな話し合いもついていると聞いておるわけですか。ですから、下級裁判所の事務管轄の問題、それからいま言った借地借家法の改正、この二つは現在どういふふうになっているのか。新聞紙上にはいろいろ出ておりますが、どういふふうになっているか、それだけお聞きしたいと思つておるわけですが、それが済めば法務大臣けつこうですか。

○国務大臣(高橋等君) 簡易裁判所の事務管轄、これはいろいろと臨時司法制度調査会の答申に基づきまして検討を加えているわけではございませんが、各方面でこれに対する反対の意見も相当強いようではございません。また検討をもう一度せねばならない点もあるかと思つておる。また、反対方面とも十分に調整をいたさなければならぬという考えのもとに、今国会に提案はこの内容は見合ふことに実はいたしてございまして。

それから例の借地借家法の関係ですが、御指摘のようにこれはこのたびの増員とは関係がないわけでございますけれども、これをやりますれば、増員という問題に連関することになります。目下借地借家法につきましてもいろいろ意見があり、各方面に賛否両論があるわけですが、その調整もやっておりますが、一応めどがつけば提案の運びにいたしたいと考えておりますけれども、まだ提案するかどうかということの最終的な考えは固まっておりますし、情勢も固まっております。もし提案をいたすとしたら、その施行期日等を考えまして定員の問題との調整をとってみたい、こういう考えでいるわけでございます。

○稲葉誠一君 いまの関連するのですけれども、そうした法案を法制審議会、法務省の省議で決定しているのでしょうか。法制審議会の構成の問題はあとで資料をいただきました、こう思うのです。これはいろいろ議論があるわけですね、この構成という問題に連関して、これは佐伯さんか何か論文を書いておりましたが、いろいろ議論があるわけですね。法制審議会の構成はどうなっているか、総会、部会はどういうふうになっているか、その構成についてはあとで資料をいただきました、こう思うのです。それを法制審議会ですべてやるうち、あるいは法務省の省議の決定前とか、こういう形の中で十分な各方面からの意見の聴取というのはいかがでしょうか。

○政府委員(鹽野重慶君) 各方面からの意見の聴取の点でございますが、法制審議会に要綱をかける前に各方面の意見を聴取するという手続が行なわれることもございますし、それから法制審議会は各方面の権威者を集めて構成しておりますので、そこで審議していただくことによりて各方面の意見がその場に反映するということも考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君 それでいろいろ今後の審議に必要な資料を十分私の方も精査したわけではございませんが、要求して、それをいただいでからあとに本格的な審議に入りたい、こう思うの

です。一つは、裁判所の職員の増員に連関して最高裁判所が要求した人員、これは判事から判事補、簡易裁判所の判事、書記官、調査官、事務官、あるいはいろいろその他ありますけれども、そういうふうなものの内容と、それからそういう人員を要求した根拠ですね、それからその結果がどういうふうになったのかということ、これは最高裁判所側と法務省側と両方にお願したいと思います。法務省は直接あれではありませんけれども対比するという関係もあるもので、ぜひいただきたい、こう思うわけです。

それからいま言ったような人員の要求なり何なりが年次計画の形の中で要求という場合が相当あるんじゃないかと、こう思うわけですね。そういう年次計画とか、そういうふうな中で何人くらいふやすのか、こういうふうな形のものもいただきました、こういうふうな形に思うわけです。たとえば裁判官を一定の年限を限ったその間に何人くらいふやしたいという目標を立てておられるのか、こういうふうなところからかと思えます。

それから次は、現在員と欠員の状況がどういふふうになっておられるのか、これは一番新しいところではないかと思えます。ことしになってから、なれば去年の暮れ現在でもいと思うのですが、裁判所側と法務省側と両方に、それは、こういうふうな人員の増も出ておりますけれども、その前に、一体欠員がどれだけあって、その欠員がある理由はどこにあるのか、それをどのような形で埋め合わせるか、これをどうするか、こういうふうなことを知りたいわけですね。

それから次は、裁判所法といいますが、裁判所職員定員法ですか、両方含めませんが、その制定以来何回となく改正が行なわれておられるわけですね。改正の行なわれておる経過を知りたいわけですね。それから裁判所法の中で、事物の管轄などの場合で、提案されたものと国会でそれが修正されて違った場合がたしかあるわけですね。た

とえば簡裁の事物管轄で三十万円までというふうなことで法案を提出したらば、国会の修正で十万円以下になったというふうなことがちょっと書いてあるのですけれども、どうもちょっと私も真偽のほどははっきりしませんが、もしそういうふうなことがあれば、それを明らかにしていただきたい、こういうふうな思いです。

それから簡易裁判所の現在の状態——これは簡裁の判事十六名をふやすという法案ですから、簡易裁判所の現在の状態、たとえば民事と刑事と両方の裁判を行なっておる裁判所がどの程度あるのか。これは普通の形だと思えますけれども、しかし、その中で、刑事はやるけれども民事裁判はやらぬ、また、民刑の裁判は両方ともやらぬと調停しかやらない、こういうふうなものもあるのではないかと思えます。それから名前だけではありませんけれども、実際には廃止同然になっておられるところも簡易裁判所であるのではないかと考えられる点と、それからもう一つは、実際には何が存在しておる、裁判所としての名前はあるのだけれども、実際にそういう裁判所がないという裁判所が過去にあったというふうなことを聞いておられるのですが、現在でもそういうふうなものがあつたのかないのか、その点ですね。それから裁判官がそこに常駐といえますかしておるものがどの程度あるのか。全然裁判官がおらなくて、それで一週間に一回かそこらの法廷を開いて、あるいは調停をやつて、兼補でいく場合があるかと思うのです。これが相当多いんじゃないかと思つておるのです。その点がどういふふうになっておるのか、そういう点を簡易裁判所の現況という形で明らかにしていただきたい、こう思うわけですね。

それから簡易裁判所の判事の現在の状態、これが資格別というふうになっておるか。これは計算するようになって、六百九十九人、約七百人というふうなことで、三百九十二人が特任判事で、それから判事補が百五十六人、裁判官をやめて来られた方が五十四名、検察官出身が十八名、

弁護士出身が七十九名というふうなことが一応いわれているんですけども、こちら辺のところははっきりしたものをつかみたいわけですね。それからこれらの裁判官を任用するにどういふふうなやり方で簡易裁判所の判事を任用しておるのか明らかにしていただきたい、こう思うわけですね。特に特任判事の場合の試験の方法とか、いろいろな点ですね。これに連関して副検事の場合はどういふふうにしてそれを任用しているのか、試験をどうやっておられるのか、こういうふうな点を明らかにしていただきたい。

一応考えたいところはこの程度ですが、またあとで考えれば資料を要求したい、こういうふうなふうに思うわけですが、その程度のことだけを一応きょうは資料の要求という形でしておいて、それからいろいろに考えるわけですね。こういうふうな資料は大体できておるのがあるかと思うのですけれども、裁判所側なり法務省側ほどの程度の日ちでできるのでしょうか。

○政府委員(鹽野重慶君) ちょっとお尋ねいたしますが、いまの増員関係、それから現在員と欠員の関係、これは法務省関係の御要求がございまして、法務省関係は、裁判所と対応する意味で検察関係だけを御希望でございましょうか、それとも、たとえば矯正とか保護観察官とかいうようなものも含めるのでございましょうか。

○稲葉誠一君 便宜、全部のものを出していただけませんか。そのほうがいいと思つておるのです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの点、ちょっと一点だけ伺わせていただきたいのですが、先ほど裁判所職員定員法の沿革とおつしやいましたが、これは裁判所法の沿革でいいわけですね。

○稲葉誠一君 裁判所法、これはおもに管轄でしよう。裁判所の定員法も、どういふふうなふうなところか、その経過を……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 定員法はただ定員の増減の数字でよろしゅうございませ

ね。  
○稲葉誠一君 ええ。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それから裁判所法は相当改正が多岐にわたっており、事物管轄に集約してよろしゅうございませうか、それとも全般にわたる……。

○稲葉誠一君 裁判所法の改正というのは、事物管轄以外にどの程度あるのですか。そんなにたくさんあります。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 六法全書を見ましてもおそらく二十回近いような改正があるように出ておりますが、事物管轄だけでございませうか、これはせいぜい五回以内だと思えます。御審議がほかのほうにもわたりますようございませうれば、それも全部提出いたしますが、特に問題が事物管轄でございませうれば、事物管轄に集約して出させていただけたらと、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 二十数回改正になっているというのは、おもに何ででしょうか。たとえばどこにどういう裁判所を新しく設けるといふのはあまりないのでしょうか。そんなにありませんか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所を設けるといふ関係は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律でございませうから、そうではございませんで、これはいま一つ一つ検討いたしますとあれでございませうが、たとえば、速記制度を始めたときに速記官を置くというのが入りますし、それから家庭裁判所が——そもそもから申しますと、最初は家庭裁判所がございませんでしたから、家庭裁判所を置くというふうなのもございませう、そういうのが非常にたくさんあるわけでございます。この資料はそろっておりませうから、何でも出せるわけでございますが、あまり複雑になつてかえつてごらんになりにくいということだけでございますが、出すのは簡単でございます。

○稲葉誠一君 これはあれば一応全部出してくれませんか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 最高裁判所としては、大体今週中くらいあれば資料は整えられると思ひます。

○政府委員(鹽野宜寛君) 法務省側に御要求の資料につきましても、できるだけ裁判所と歩調を合わせて提出するように努力いたします。

○稲葉誠一君 じや資料をいただいでから、これはちょっと今週は無理だから、来週また審議したいと思ひますが、その前にちょっとこれに関連してお伺いしておきたいのは、簡裁の民事については控訴は地方裁判所でやっているわけですね。刑事については高裁でやるわけでしょうか。それを區別したのはどういふわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点も十分資料等を調べました上で正確なお答えをしたほうがよいかと思ひますが、私どもの聞いております範囲では、民事のほうは訴訟法上統審形式をとつておりますのに対して、刑事のほうは新刑法で事後審という方式をとつて、事後審という性格自体いろいろな議論はあるようございませう、これは多分に法律審的な性格を帯びたもの、つまり判例統一的な作用をかなり持っているといわれておりました、そういう点でできる限りその裁判所の数をしぼつたほうがいいんだというふうな一般的にはいわれておりますが、なお提案理由等を詳細に検討したいと思ひます。

○稲葉誠一君 きよりのところはこの程度にして終わらしていただきます。

○委員長(石井桂君) 他の委員から御質疑はございませんでか。——本法律案の審議は、本日はこの程度にいたします。

〔速記中止〕  
○委員長(石井桂君) 速記を起してください。

○委員長(石井桂君) 次に、三月四日、当委員会で電話通信の秘密の侵害に関する調査を行なつた際、岩間委員から要求のありました関係物件の提出について委員長及び理事打合会で協議いたしましたので、その結果を申し上げます。

国会法第百四条について

憲法第六十二条は国政調査権について規定してあるが、国会法第百四条はこれを受けて「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ」と規定している。すなわち、議院または委員会がこの規定によつて提出要求をすることに依つて、相手方がこれに応じる義務のある場合を規定しているものと考へられる。したがつて、この第百四条の規定によつて求められたものが「報告又は記録」と考へられる範囲内のものであれば、相手方はこれに應ずる義務があるものと考へられる。しかし、求められたものが「報告又は記録」と考へられるものの範囲を越えていふものについてまでこれに應ずる義務があると考へるのは困難であらう。

本件の盗聴器らしきものについては、一般的にはここに「報告又は記録」と考へるのは困難であらうと思はれる。

なお、証拠の保全については、万全を期するよう関係当局に委員長から要求することにいたしました。

こういふのが委員長及び理事打合会の結果でございます。

○岩間正男君 一応いまのような見解が理事会から出されたわけでありませうけれども、この問題についてはわれわれも十分に検討してみたいと思ふことが一つ、それからあのほうに付記された証拠の保全の問題は、この前の委員会でも私ごとくとその経過については触れましたように、これは全く電電公社とわが党との間に紳士的に取りかわした協約を一方的に破棄して、しかも信義を無視して警察に引き渡すという事態が起つた。しかも、その引き渡される警察につきましては、いままで盗聴問題が起る場合にはいつも警察あるいは公安調査庁が引き合いに出されていふ。そ

ういふところに渡つたのでありますから、これは非常にやはり重大なことだと考へております。ある場合には電電公社と警察がぐるになつて、こういうふうな証拠隠滅をはかつたと言われても返すことがない問題だといふふうに思ひます。この問題については、八日に、わが党の宮本書記長から東京裁判に対して証拠保全の訴えがなされておるのであります。そういうことから考へましても、ことに憲法にも規定された通信の秘密保持の問題は、基本的人権の中でも非常に重要なことと考へられます。したがつて、当委員会として、もあくまで法を守る立場からこれについて真相の究明に御努力いただきたいことを重ねてお願いをつけ加えまして、私の意見だけ述べさせていただきます。

○委員長(石井桂君) 本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時二十六分散会

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。  
〔予備審査のための付託は一月二十三日〕  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

三月五日本委員会に左の案件を付託された。  
一、改正刑法準備草案第三百六十七條反對に関する請願(第八九一號)(第九二四號)(第九二九號)(第九三〇號)(第九五三號)  
一、宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に関する請願(第八九九號)(第九一〇號)  
一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第九〇六號)

第八九一號 昭和四十年二月十九日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反對に関する請願

請願者 東京都文京区駒込千駄木町二二  
中塚寿一郎

紹介議員 天坊裕彦君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九二四号 昭和四十年二月二十三日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願

請願者 徳島市富田浜一ノ一七徳島資源回  
収業組合内 後藤吳外二名  
紹介議員 三木與吉郎君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九二九号 昭和四十年二月二十三日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願

請願者 東京都文京区森川町九〇本富士古  
物商防犯協力会内 柴屋善吉  
紹介議員 鈴木恭一君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九三〇号 昭和四十年二月二十三日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願

請願者 熊本市南千反畑町一七熊本市道具  
美術商組合内 山品末生外一名  
紹介議員 野上 進君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九五三号 昭和四十年二月二十五日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願

請願者 長野県岡谷市中央町三ノ二ノ一  
〇 宮下松三外三名  
紹介議員 宮澤喜一君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第八九九号 昭和四十年二月十九日受理  
宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に  
関する請願

請願者 栃木県大田原市長 鈴木邦衛外二  
十七名

紹介議員 戸叶 武君 稲葉誠一君  
宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部の庁舎新築を  
促進せられるとともに、同支部を甲号支部に昇格  
せしめられたいとの請願。

理由  
宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部の現庁舎は、  
明治三十三年に建てられたもので、六十余年の星  
霜はこの建築物を老朽化させ、裁判官、その他裁  
判所職員等の懸命な努力にもかかわらず、円滑な  
事務の運営が著しく阻害されている。又、地理  
的条件、取扱い件数等を考慮したとき、同支部は  
甲号支部としての資格を十分兼備している。(資料  
添付)

第九一〇号 昭和四十年二月二十日受理  
宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部庁舎新築等に  
関する請願

請願者 栃木県大田原市議会議長 森重外  
二十七名  
紹介議員 植竹春彦君  
この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

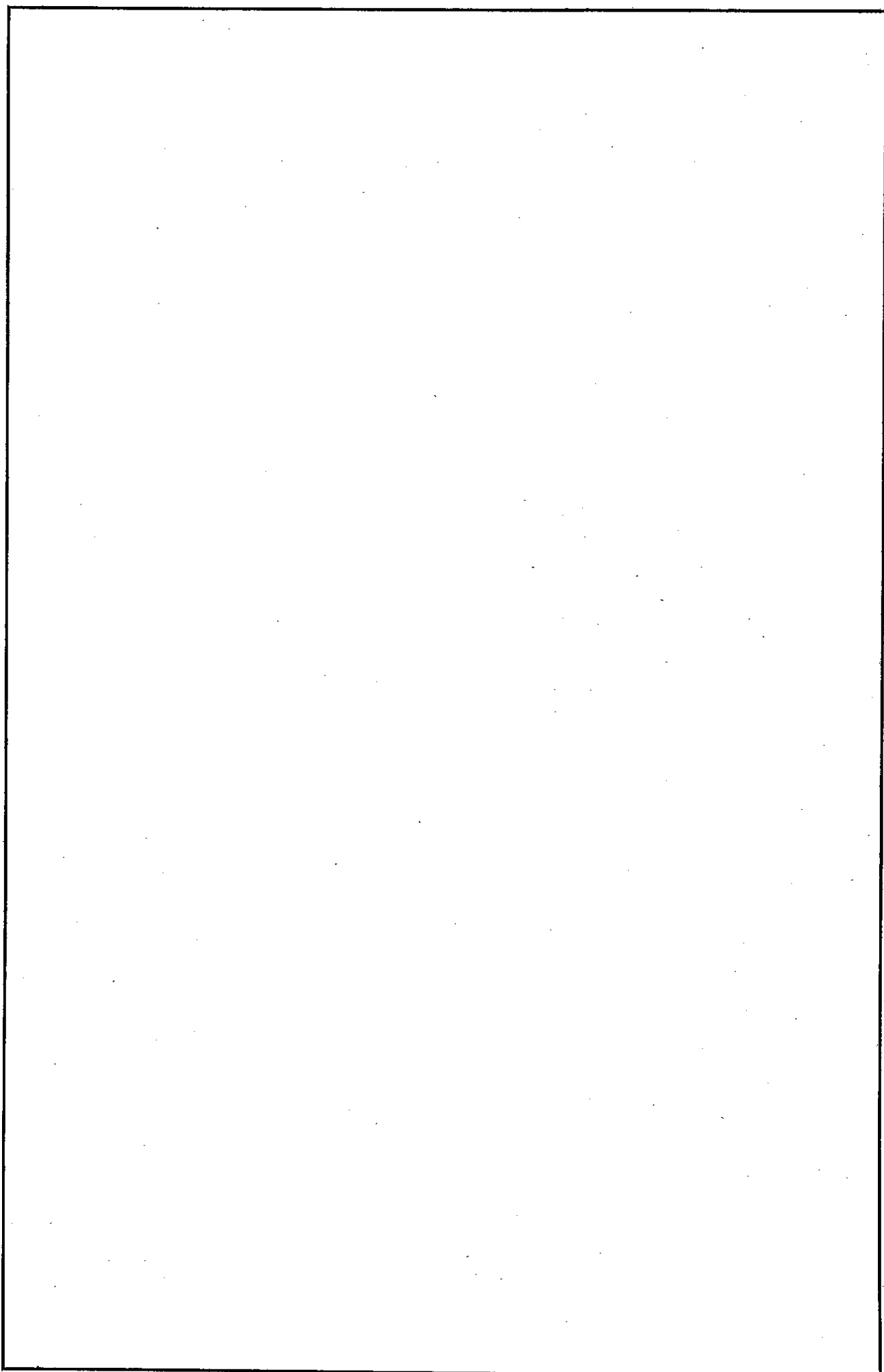
第九〇六号 昭和四十年二月十九日受理  
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 佐賀県松浦郡浜崎玉島町大字浜崎  
二、一四〇 渡辺信吉外六名  
紹介議員 杉原荒太君  
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九〇六号 昭和四十年二月十九日受理  
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 佐賀県松浦郡浜崎玉島町大字浜崎  
二、一四〇 渡辺信吉外六名  
紹介議員 杉原荒太君  
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第九〇六号 昭和四十年二月十九日受理  
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願





昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局